

和歌山市公衆浴場法施行細則の一部改正新旧対照表

改正後	改正前																								
(原湯等及び浴槽水の水質基準) 第 1 1 条 略 2 条例第 4 条の 2 第 9 号に規定する浴槽水に使用する水に係る同号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ同表右欄に定める測定方法により測定した値が同表中欄に定める基準に適合することとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する入浴施設で入浴者の衛生に支障がないと市長が認めるものにあつては、濁度及び有機物（全有機炭素（T O C）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量に係る基準の全部又は一部に適合することを要しない。 <table><tr><th>項目</th><th>基準</th><th>測定方法</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td><u>大腸菌</u></td><td>1 ミリリットル中に 1 個以下であること。</td><td>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	項目	基準	測定方法	略			<u>大腸菌</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法	略			(原湯等及び浴槽水の水質基準) 第 1 1 条 略 2 条例第 4 条の 2 第 9 号に規定する浴槽水に使用する水に係る同号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ同表右欄に定める測定方法により測定した値が同表中欄に定める基準に適合することとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する入浴施設で入浴者の衛生に支障がないと市長が認めるものにあつては、濁度及び有機物（全有機炭素（T O C）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量に係る基準の全部又は一部に適合することを要しない。 <table><tr><th>項目</th><th>基準</th><th>測定方法</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td><u>大腸菌群</u></td><td>1 ミリリットル中に 1 個以下であること。</td><td>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	項目	基準	測定方法	略			<u>大腸菌群</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法	略		
項目	基準	測定方法																							
略																									
<u>大腸菌</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法																							
略																									
項目	基準	測定方法																							
略																									
<u>大腸菌群</u>	1 ミリリットル中に 1 個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 3 7 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法																							
略																									